

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和8年9月 4 日

赤穂市長

牟禮王統

赤穂市条例第28号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う関係条例
の整理に関する条例

(赤穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第1条 赤穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年赤穂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第17条及び第18条中「第6条の2第5項」を「第6条の2第7項」に改める。

(赤穂市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

第2条 赤穂市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成13年赤穂市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、同日又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。